

議会運営委員会会議録

(令和8年3月16日)

愛 南 町 議 会

愛南町議会議会運営委員会会議録

本日の会議 令和8年3月16日(月)
招集場所 議員協議会室

出席委員

委員長	原田達也	副委員長	鷹野正志
委員	尾崎恵一	委員	嘉喜山茂
委員	池田栄次	委員	金繁典子

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長 吉田茂生

傍聴委員外議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 土居章二 主幹 尾川美保

説明のため出席した者

(総務課)

課長 濱哲也

本日の委員会に付した案件

【協議事項】

- (1) 追加議案の概要説明とその取扱いについて
- (2) その他

開会 15時00分

閉会 16時00分

- 鷹野副委員長 定刻となりましたので、ただいまから議会運営委員会を開催いたします。
まず委員長挨拶をお願いいたします。
- 原田委員長 皆さん、こんにちは。今日は議会運営委員会の開催ということで、急遽皆さんに御案内いたしましたところ、全員の出席をいただき誠にありがとうございます。
今度の19日の最終日なのですが、追加議案が出ましたので、今日はその追加議案を中心に協議をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。
- 鷹野副委員長 ありがとうございます。それではこれからの協議につきましては委員長の進行でお願いいたします。
- 原田委員長 それでは早速、協議事項に入ります。
1番の追加議案の概要説明とその取扱いについてですが、理事者提案に関するものが3案出ております。契約が3案です。この理事者提案に係る議案について、総務課長から説明を求めます。
濱総務課長。
- 濱総務課長 それでは、先週11日開催の本委員会で、追加議案があることを報告しておりました。それでは、議案のポイントを説明いたします。
第39号議案、平城小学校屋内運動場空調整備工事請負契約についてから、第41号議案、御荘中学校屋内運動場空調整備工事請負契約についてまでの3議案について説明をします。
本案は、平城小学校、城辺小学校、御荘中学校、それぞれの屋内運動場に新たに空調機器を整備する工事であります。このことは、あらかじめ2月20日の全協で説明をしております。今回、令和8年3月12日に入札を執行しておりますが、その予定価格が5,000万円を超えるため提案するものであります。契約の目的、契約の方法、金額、契約の相手方は記載のとおりであります。
当日は、坂本学校教育課長が提案説明をします。
以上で説明を終わります。
- 原田委員長 ただいま説明がありましたが、この件について何か御質疑ございませんかね。
金繁委員。
- 金繁委員 これ、予算として、今年度ずっと上がっていたものだと思うんですけど、入札が行われたということで、入札結果のほうは、愛南町の入札ページに載っていないようなんですけど、これは何か理由があるんですか。
- 原田委員長 濱総務課長。
- 濱総務課長 今日、入札審査会は今日の午前中でした。その後、その確認を行い、それをもって各課から入札の確定通知が行われますので、これからだと思います。
- 原田委員長 金繁委員。
- 金繁委員 あと、これ予算としては、これ議決したら年度内執行ということになるんですかね。
(発言する者あり)
- 原田委員長 濱総務課長。
- 濱総務課長 もう一度、7年度、今まだ7年度ですけども。
- 原田委員長 金繁委員。
- 金繁委員 予算が議決されたら、工事は繰越していくと思うんですけど、執行は繰越しのいうことで、年度を越すっていうことなんですかね。
- 原田委員長 濱総務課長。
- 濱総務課長 物理的に3月31日までというのはなかなか不可能だと思いますので、この時期になりましたが、そのような、お見込みのとおりだと思います。
- 原田委員長 ほかにございませんか。
ないようですので、じゃあ、いいかな。

執行部は退席をお願いします。

(執行部退席)

○原田委員長 続いて、その他に移ります。

まず1番の議会基本条例の検証についてですが、これ議会資料1を御覧ください。事務局の説明を求めます。

土居事務局長。

○土居事務局長 それでは私のほうから議会基本条例の研修につきまして、議会資料1をお開きください。前回の当委員会での御意見を踏まえまして、修正しております。

2ページのほうの5、検証まとめのほうに、前回皆様から頂きました御意見のほうを反映しておりますので、御確認いただきまして、何か御意見があれば御指導願えたらと思います。よろしくをお願いします。

○原田委員長 今、事務局より説明がありましたが、どうでしょうかね、この基本条例の検証。もうこれでよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 いいですかね。はい、じゃあそのようにいたします。

続いてその他ですが、事務局より説明をお願いいたします。

土居事務局長。

○土居事務局長 事務局よりその他といたしまして、急遽なんですけど、来週、3月23日、月曜日に本庁舎の火災避難訓練が実施される予定となっております。先ほどの議会基本条例の検証の修正にもありましたが、こういった議会での取組がなされていないことから、もし皆様が御賛同いただけるようでしたら、この火災避難訓練に参加してはどうかということで事務局のほうで考えております。

仮に23日の火災避難訓練の参加を御賛同いただけるようでしたら、それに加えて、愛媛県町村議会議長会からコンプライアンス研修の動画のほうも提供していただいておりますので、併せましてその動画視聴による研修の実施と、先ほどの議会基本条例の検証結果も併せて議員全員協議会として開催し、全議員の皆様にご報告できたらと考えております。御協議いただきますようよろしくお願いいたします。

○原田委員長 今、事務局より説明がありました。

23日に役場の火災訓練があるそうです。それに併せて、コンプライアンス研修の動画、これを見たらどうかというふうなことなんですけど、どうでしょうかね皆さん、御意見。

鷹野副委員長。

○鷹野副委員長 避難訓練の時間とか、こういった避難をするとか、そういった内容はお分かりですか。

○原田委員長 土居事務局長。

○土居事務局長 それでは私のほうから、23日、月曜日の仮のスケジュール案を御説明させていただきます。

火災避難訓練は、役場の執務時間終業後の17時15分から行う予定となっております。想定といたしましては、議員全員協議会をこちらの会場で開催するというのであれば、こちらから避難、あるいは議場から、例えば定例会・臨時会を想定した議場からの避難訓練のほうの方がよろしいという意見があれば、議場から、どちらかの会場から、3階から1階に降りまして、駐車場のほうに避難していくというような避難訓練となっております。避難訓練終了後は、愛南消防署職員の指導によりまして、初期消火訓練であるとか、講評がある予定となっております。

先ほどの、仮に火災避難訓練に参加すること御賛同いただけましたら、コンプライアンス研修の動画視聴、そして議会基本条例の検証の全議員への周知・共有ということで御提案いただ

きましたが、逆算いたしまして、まず15時30分から議会基本条例の検証、30分かからないかもしれませんが、一応30分見ております。議会基本条例の検証の報告が終わりましたら、コンプライアンス研修の動画を全議員の皆様で御視聴いただきまして、その後に17時15分から火災避難訓練に参加するというようなスケジュール案となっております。

以上です。

○原田委員長 今、事務局より説明ありました。

どうでしょうかね、この日程、時間でどうでしょうか、皆さん御意見は。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 それ、やったほうが良いと思います。今後のためにも。

○原田委員長 どうでしょうか、ほかは。これに参加するということがよろしいですかね、皆さん。

(「はい」と言う者あり)

(発言する者あり)

○原田委員長 よろしいですか。じゃあ、事務局じゃあこの日程でひとつ調整をよろしくお願いたします。

○土居事務局長 はい、分かりました。

○原田委員長 あとはほかに。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 すいません、先ほど言えなかったので提案します。追加議案の提案説明なんですけど、この前もちょっと触れましたけど、効率化のためにも一括提案、3件して、それで採決は別々という方向のほうが良いと思うんですが、いかがでしょうか。まず1点。

○原田委員長 今、嘉喜山委員から提案がございます。それでよろしいですかね。事務局、それでいいですか。

○土居事務局長 はい。

○原田委員長 じゃあそのようにお願いたします。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 それと、懸案事項のハラスメント条例なんですけど、その、今後の日程をちょっと詰めとってほしいんですが、6月に出すとしても、なかなか今後そんなに余裕はないと思うので、まず日程をお聞きします。

○原田委員長 土居事務局長。

○土居事務局長 それでは、嘉喜山委員より御質問がありました、愛南町議会ハラスメント防止条例の、仮に6月定例会に上程するとなったときのスケジュールの案をお知らせいたします。

当委員会で御検討いただきました来年度の定例会の開催予定でいきますと、6月3日、水曜日が初日となっております。最終日が6月12日、金曜日ですね。今の予定では最終日に上程する予定としております。

当委員会で条例制定に向けての町民の皆様へのパブリックコメントの関係を御協議いただきましたが、パブリックコメントを実施したほうがよろしいのではないかなという御意見もありましたので、仮にパブリックコメントを開始するとなると、約30日間のパブリックコメントの募集期間を制定しております。こちらのほうが4月20日から5月19日、4月20日、月曜日から5月19日、火曜日を予定しております。その後、5月21日かその前後ぐらいに6月定例会に関する議員全員協議会が開催されると見込んで、パブリックコメントの終了見込みをそちらのほうにしております。

それまでに並行して、先般、法制執務の専門機関である第一法規株式会社による専門的な審査、そして町総務課との協議により、修正前の条例案の内容の見直しを行いまして、現在、ある程度もう形になっております。改めまして当委員会で皆様方に内容を御確認いただくこと、そして並行いたしまして、改めて法制執務の専門機関である第一法規株式会社のほうに内容の

審査を、パブリックコメントまでにできればというふうに考えております。

主な予定としては以上となっております。

現時点での修正いたしました条例案につきましては、また改めまして皆様のほうにサイドブックスに掲載する等をして御周知しまして、皆様からお気づきの点を御連絡いただいて、修正したものを再度、法制執務の専門機関へ審査を出そうとしております。6月定例会上程となりますと、期間があるように見えて、先ほど嘉喜山委員おっしゃられたように、思ったよりもそんなに期間に余裕があるわけではございません。また皆様の御指導を仰ぎながら条例制定に向けて取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○原田委員長 今、事務局より説明がありました。

何とか6月定例に間に合わせたいので、期間は余裕ないんですけど、これで、事務局何とかできるかな。

土居事務局長。

○土居事務局長 先ほど説明でも申しましたが、現時点で修正したものを皆様に後ほど共有させていただくので、ある程度期間を区切らせていただいて、お気づきの点を、また頂いたものを、体裁を整えて、また当委員会を開いていただいて、全員で確認するなり、できればというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○原田委員長 ということですので……

(「パブコメするかは」と言う者あり)

○原田委員長 局長、今のは一応、パブパブリックコメントをする予定、計画でのあれ、予定ですよ。

土居事務局長。

○土居事務局長 パブリックコメントにつきましては、担当課である総務課のほうにも照会いたしました。条例の内容につきましては、議会内部のことになりますので、パブリックコメントが必須というわけではないというような回答は頂いております。

そういったこともあったんですが、当委員会で前回なり前々回に、どうされるかいうのを御協議いただいておりますが、また改めてどうするかは御決定いただければ、実施、実施することはまだ4月に入ってのことですので、まだ全然間に合いますので、よろしく願いいたします。

○原田委員長 ということで、パブリックコメントをどうするかは最終的にまだ決めていなかったと思うので、今日この場でちょっと皆さん、ちょっと検討してもらえますかね、これ。パブコメするかどうか。どうでしょうかねこれ。

金繁委員。

○金繁委員 私は前回にも意見を言わせていただいたように、私たち、現在の議員だけに関係することではなくて、町民に関係することですので、パブリックコメントは行ったほうが良いと思います。

○原田委員長 ほかはどうでしょうか。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 そういう意見もあるとは思いますが、私としては、これ、これをやってしまうと前例をつくることにもなるし、今の現状からすれば議会に関わるものだけのことなので、しなくていいと思います。

以上です。

○原田委員長 金繁委員。

○金繁委員 前もそういう意見があって、お話ししたんですけど、内部の決まり事であれば要綱でいいんですよ。で、条例にする以上は、やはり町民にも関係あるからこそ条例にするのであり、今現在の、この14人の議員だけに関係することではなく、私たちが町民でありますし、

これから議員になってくる町民にも関係ある、それからいろんな意味でこのハラスメント条例というのが、町の住民にいろんなところで影響があるかもしれない。こういうね、議会のハラスメントを参考に、ハラスメントということを考えるっていうこともあるでしょうから、やはり広く町民の意見というのはパブリックコメントで聞いておく必要があると私は思います。

○原田委員長 どうでしょうかね、もう。

金繁委員。

○金繁委員 提案なんですけど、これももう全員協議会で、情報をあまり共有せずに来ているので、やはりもう一回パブコメのことも、全協で、ほかの議員にも意見を聞いたほうがいいんじゃないかなと思います。提案です。

○原田委員長 全協で皆さんに御意見をということなんですけど、どうでしょうか。全協で聞いてみます。どうですか。

尾崎委員。

○尾崎委員 条例を制定するに当たって、パブリックコメントをするという規定のようなものはないわけ、ないんですよ。ないやろ。ですから、全員協議会で議員の意見を聞く中で、最終的にもう議員の多数決なりで、そこで決めてもいいかなと私は思います。

○原田委員長 ほかにないですかね。

金繁委員、いいんですかそれで。

○金繁委員 はい。

○原田委員長 これ、次の全協というたら、23日の予定かな。23日の全協で、一応皆さんに、全議員にお諮りをすることによろしいですか、それで。それで事務局、間に合うかな。土居事務局長。

○土居事務局長 23日、全協で、条例のパブコメするかどうかだけ、問うだけなので、そのときに条例案を見せる云々かんぬんじゃないので、全然間に合います。

○原田委員長 そうですか。じゃあそのようにしますか、全協で。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 その日程で、6月上程ってのはもう、局長の中ではオーケーなんですね。

○原田委員長 土居事務局長。

○土居事務局長 私の中ではオーケーなんですけど、ただパブリックコメントに御意見を求める条例案については、並行して法制執務の専門機関である第一法規株式会社に審査をかけていますので、若干の修正はあると思います。完璧なものにすると間に合いません。審査を待ってだと。年度替わりということもありますので、役場内部のこともしっかり、第一法規株式会社の体制がどうなるか分からないですけど、極力、急いではいただく予定ですが、審査後の完璧なものをパブコメかけるのが理想的ではあるんですが、そこについては若干、修正が入る前のもになるかもしれないことは前もって御了承いただきたらと思います。

以上です。

○原田委員長 完璧なものにはちょっとまだ間に合わないかもしれないということなんですけど、一応それでやってみますか。別に問題ないんですかね、それで。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 そのパブコメ中に、大きな修正が、どうしてもせんといけんとなったとき、パブコメによって、その場合はもう日程的にはアウトですよ、6月上程。

○原田委員長 土居事務局長。

○土居事務局長 嘉喜山委員がおっしゃるように、大幅な修正が必要であれば、正直厳しいと思います。ただその余裕を見てやろうとすると正直なところ間に合いません。

○原田委員長 金繁委員。

○金繁委員 ただ、これまでも第一法規さんには一応見ていただいて、専門家の目も通していた

だいているので、大きな変更っていうのはもうないと思うんですけど。

○原田委員長 土居事務局長。

○土居事務局長 現時点で分かっている、修正前の分と変わるところは、共有させていただくと、審査会を置くということで今まで進めておりましたが、議会に附属機関を置く機能がありませんので、そちらは見直しいたします。それに従って諮問・答申というような条文もなくなります。

あとは、懲罰制裁措置については、こちらについては条文化することは適切ではないので、そちらのほうも見直しをしております。それに伴って、附属機関の修正に伴って、修正前の条例案では審査会の委員の報酬額とかを別表で記していたんですが、こちらのほうもなくなります。

割と、審査前の分とは変わってきますので、総務のほうである程度内容を審査いただいて、附属機関を置くことが好ましくないということ、絶対に置けないということではないんですけど、やはりある程度疑義のあることについては、できる限り、本町議会といたしましては、そこをクリアした形で条例化に向けてまいりたいと思いますので、事務局で今し方の指摘事項の分の対策というか、修正については、審査会等を置くとかではなくて、弁護士や社会労務士その他専門的知見を有する者に対して個別に委託することができると、専門家の意見を聞くことができますよというような、審査会とかいう文言ではない表現に今、変えようとしております。そちらの委託については金額を別表とかで置くんじゃなくて、こちらについては、条例の中には金額等はうたわずに、議長が別に定めるとして、規程なりにうたうなり、そういうふうにするればよろしいのかなというふうに考えております。

あと、懲罰等のそういった制裁措置に関する御指摘もありましたので、こちらについては、例えばハラスメント事案の確認の結果、ハラスメントの発生が推認される場合は専門家、先ほど言いました弁護士であるとか社会労務士ですね、専門家の分析結果と、申立て人の意思を尊重して、例えば懲罰とかではなくて、自発的な謝罪とか研修受講とか、前の条例案でいう倫理上の措置のようなものを条文化できるよう残しております。

そういったことで、法制執務の専門機関、第一法規株式会社から御指摘があったところを、全くできないわけではないですけど、御指摘があったところをやっぱりクリアした形で、条例を制定することに向けて調整して、なおかつ出来上がったものについては、当委員会でも以前説明いたしましたが、愛南町のこのモデルを参考にして、県内他市町議会が、愛南モデルを参考にはほかの市町議会でも条例制定に向けて取り組まれると思いますので、こちらについてはそういったことで調整したもので審査、そしてパブリックコメントを受けれたらというふうに考えております。

以上です。

○原田委員長 ただいま説明がございましたが、それでよろしいですか。それでやってみます。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 もしパブリックコメントするとした場合に、4月20日にするっていうのは何か理由あったんでしたっけ。

○原田委員長 土居事務局長。

○土居事務局長 愛南町の情報公開、意見表明とか、その辺の例規に照らし合わせて30日間という、原則論ですね、短縮規定もありますけど、それを逆算しまして、大体5月の20日前後ぐらいに全員協議会が開催されると見込んで、その手前をパブリックコメントの終了にして、そこから逆算した日数でございます。

以上です。

○原田委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 となると、日程的に厳しいのでそれを前倒しすれば、十分余裕はありますね。

○原田委員長 土居事務局長。

○土居事務局長 おっしゃるとおりでございます。あくまでちょっと逆算してスケジュールリングしただけなので、それを前倒しすれば余裕はできると思います。

以上です。

○原田委員長 前倒しは可能ですので、なるべく余裕を持ってということで、はい。それでいいですか、余裕を持って。

ほかにございませんか。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 もう1件。先週と今日、宿毛市議会と宇和島市議会の委員会をちょっと視察してきましたんですけど、これらも、例えば9月から予算・決算の委員会を設けるとなるとやはり6月議会で手当てをせんといけんと思うんですよね。だから、その辺踏まえると、これもハラスメント条例と一緒にそんなに余裕がないと思うんですが、大まかに言って、逆算して日程的にはいつまでに大まかなところを決めるような格好で事務局として考えられておるか、ちょっとお聞きします。

○原田委員長 土居事務局長。

○土居事務局長 嘉喜山委員から御質問のありました、来年度予算・決算の委員会制による審議に向けての大まかなスケジュールリングですが、先ほど説明いたしました議会ハラスメント防止条例の制定と似通ったところありまして、まず委員会条例の一部改正が必要になります。そちらについては、先般の広報常任委員会化の委員会とあまり変わりはないので、こちらの締切りが4月の中旬ぐらいになっています。大体17日ぐらいの予定と今、お聞きしております。

先ほど仮に申しましたように今年度のスケジュールでいくと、5月の20日前後で全員協議会を開催しておりますので、それぐらいまでにはある程度、議員全員の皆さんで意識を共有して、一丸となって委員会による審議の必要性を共有し、条例改正、委員会制への審議に向けて進めていく必要があると考えております。

以上です。

○原田委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 このことについてですけれども、6月議会に諮るということを前提に、やっぱりやっつかんといけんと思います。時間をできるだけかけないように、なおかつ十分な審議をして、しっかりと判断せんといけんので、まずはこのスケジュールをしっかりと事務局には明記をしていただいて、なおかつ我々が検討できる他の自治体の委員会の在り方というのは何ほか、たたき台を示していただいて、それをベースに検討させていただきたいと思います。

○原田委員長 金繁委員。

○金繁委員 私のほうからは、以前にも申し上げたんですけど、やはり全員に勉強会、専門家の勉強会をしていただきたく、この14人の規模で最適な方法っていうのをやっぱり、それとその、今の本会議主義と委員会主義のメリット・デメリットっていうのも、もう一回きちっと理解した上で進まないといけないと思うので、その勉強会を専門家にいつしていただけるのかっていうスケジュールも、ぜひ早めにお願ひできたらと思います。

もう一点、全協でこれ、委員会に向けて6月議会に出しますってことはまだ共有していないと思うんですけど、早く、もう23日にでもそれは言うておかないと、はい、間に合わなくなってしまいますし、意識の共有というか、認識の共有が取りにくくなる可能性もあるので、どうでしょう、今度の23日ぐらいにはもう皆さんに共有したほうがいいんじゃないかなと思うんですけど。このスケジュールで進めるんだったら。

○原田委員長 確かに9月の決算から委員会制に移行するにはやっぱり、なるべく早いうちに皆さんに共有しないといけないので、これ、今度の23日の全協でこの委員会制の件について、どうでしょうかね、皆さんにちょっと共有ということで、全協で、できますかね。

土居事務局長。

○土居事務局長 これまでに、議会運営に関する申合せ事項等の検討状況について、1月中旬ぐらいでしたかね、全員協議会でその当時の進捗状況を共有しております。申合せの検討事項の一つに、予算・決算等の委員会付託についてということで、議会運営委員会で継続審議するという事は報告しております。

そういった形で、改めての資料提示とかなしでも、例えば来年度、9月定例会での決算審議が委員会付託による審議ができるよう進めておりますか何かということで、進めることでよろしいかという文言になるかどうかあれなんですけど、そういったことで全議員の皆様の御意見をお聞きすることは可能だと考えております。

以上です。

○原田委員長 今、事務局が言ったように、一応その件について、こういう状況にあるんだということを説明すると、全協で。そういう方向でいいですかね、それでやってみましょうかね。

鷹野副委員長。

○鷹野副委員長 その方向で私はいいと思いますが、今、金繁議員が言うた研修の問題ですよ、研修をどこに挟んで、もしするのであればですよ。だからまあ、本会議制か委員会制かその長短、それぞれあると思うんですが、専門家の講習を受けるべきなのか。まあそれを挟みよったらまたちょっとまた期間が長くなるので、その辺、研修を間にどうしても急遽入れなきゃいけないかなとは今思ったんですが。

○原田委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 その研修っていうのは、6月議会までにするっていうイメージなんやろか。私としてはその方向性は決まってるから、9月までにやり方を研修すればいいんじゃないかなと思っていました。

○原田委員長 金繁委員。

○金繁委員 私は6月までにできたらなとは思っています。というのが、委員会方式にする方向でもう進んでいますっていうことは、まだ言っていませんよ、全協で。やっぱりその委員会方式にするかどうか、議運にもう議長から付託されて、それを決定していいということになっておりますということで進めるんだしたら問題ないと思うんですけど、それを明確にしているんですよ。していましたかね。

なので、私たちがもう委員会方式で進むということで、決めていいということ付託されたので、委員会方式でいきます、6月議会に条例を出して、9月の決算から実行しますということであれば別に6月以降でもいいと思うんですけど、そのところを付託されて、もう決定しているっていうことを、そこまで明確にしていなかったんじゃないかと思うので、そこはちょっと慎重に、全協の皆さん、議員全員と話し合ったほうがいいかなと思った次第です。

○原田委員長 土居事務局長。

○土居事務局長 いろいろな御意見ありがとうございます。確かに金繁委員がおっしゃられたように、申合せ事項の検討事項の一つではありましたが、議会運営委員会、当委員会で検討して、進めていいというようなお墨つきをもらっているわけではないと思っております。

3月23日、月曜日の全員協議会で報告するにしても、委員会制による決算・予算の審議について、議会運営委員会で申合せ事項の一つとして協議しておりますが、皆様どうお考えでしょうかみたいな、ちょっと一步下がった形で御意見を聞いて、それで、例えばやはり委員会制は、例えば過去にやったこと、導入したことがあるので、やはり今の本会議制のほうがいいのかというような御意見も出るかもしれないので、その御意見を踏まえて、仮に委員会制の審議を進めていこうとなったら、その後、6月定例会での上程を目指しているんですけどいうことで御説明すればいいんですけど、最初からこう6月定例議会に上程ありきでお話をすると、また当委員会で、全議員に賛同いただけないのに進めているというような誤解を招いてもい

けませんので、やはり一つずつ手順を踏んで、皆さんの、全議員の御了解をいただいた上で、あくまで9月の決算審査を目指しますけど、やはり手続としては全議員の御賛同を頂くということが前提で進めるのがよろしいかと思えます。

以上です。

○原田委員長 今、事務局より説明がありました。

一応じゃあ今度の23日の全協で、一応皆さんに御意見を聞くと。一応議運ではこういうことを今、協議しているんだということで、それでよろしいですかね。まあその研修ですよ、研修をどうするかなんですが、それからということでもいいですかね。研修。

(発言する者あり)

○原田委員長 いやいや。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 23日のところで方向性を決めて、それで、早ければ、遅くても4月中に研修を行うということですか。

○原田委員長 そうですね。6月に間に合う……

尾崎委員。

○尾崎委員 できるだけ早く研修を受けるのが効果的ではないかと思いますが、これについてはやっぱり相手のあることなので、できるだけ依頼をかけて、相手の日程を見て、最終的に考えていくものかと思えます。

○原田委員長 池田委員。

○池田委員 研修、尾崎委員の意見に賛同するんですが、もう一つは、研修も大事やけど、自分らで調べられるところもありますよね、委員会主義のメリット・デメリット。それも同時並行で調べていけば、自分らがもうちょっと知識を持って研修を受けるっていうのも大事なんで、自分らで調べるっていうことは、相手の日程を気にすることないんですよ。自分らの日程でいけるっていうことで。そういう方法もあるんじゃないかと思えますが。

○原田委員長 金繁委員。

○金繁委員 私も、自分たちで勉強することはもちろん、当然の前提として大事だと思います。ただ一方で、専門家のお話を聞くということは、一番最新のいろんな動向ですとか、メリット・デメリット、いろんな現場を知っていらっしゃる方のお話というのはまた、自分たちで文字で勉強したり動画で見たりするのとまた違ったメリットもあると思うので、私は両方加えてするほうがよいと思えます。

○原田委員長 いろいろまあ意見も出ましたが、研修するにしてもその、先ほど言ったように相手が、相手方がいることなんで、誰に頼むかということもあるんで、そこら辺り。

金繁委員。

○金繁委員 そこは事務局が調査してくださるので、大丈夫です。幾つか可能性は後でお渡しします。

○原田委員長 いいですかじゃあそれで。じゃあその方向で進めてよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 そのほかに何かございませんかね。

土居事務局長。

○土居事務局長 前回の当委員会、御指導というか御要望がありました、2月15日、日曜日に開催いたしました、南宇和高校学生寮建設に関する報告会で出た町民の皆様からの質疑応答の御意見をまとめたものはありますかということで、その当時はまとめたものはございませんということでお答えしておりました。

今日、本日の議会運営委員会のサイドブックに、急遽まとめたものを提示しております。1ページ、2ページ、3ページあるんですけど、4ページ目以降に質疑応答部分の会議録、

こちらの文字起こしは既に2月15日の報告会終了後ですね、会議録整えまして、こちらのほうは執行部のほうに共有のほうはしております。こちらの会議録を集約したものがサイドブックに示している1ページから3ページの案となっておりますので、また皆様で内容を御確認いただいて、そもそもまとめたものっていうのはこういうイメージかどうかというのは事務局でつくったものなので、違っていたらまたそもそも論で教えていただきたいんですけど、内容でこういったものでよろしいということであれば、内容を御確認いただいて、修正等があったら御意見頂いたものを修正できるところは修正して、こちらのほうを執行部のほうに改めて報告するという認識でよろしかったかどうかということを御確認させていただきます。

以上です。

○原田委員長 今、説明がございました。

これはいつまでということ、期限は。期限はない。なるべく早いうちにとということでもいいんですか、期限は。

金繁委員。

○金繁委員 これも一応その全員、議員全員で行ったことですので、これたたき台つくっていただいてありがとうございます。これ、一応全協というか全員に共有、タブレットで共有して、全協のときに意見があれば頂いたらどうでしょうか。

○原田委員長 じゃあこれも一応じゃあ次の全協、23日、まあ。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 そのように、一応、事前にお知らせした上でやればいいんじゃないでしょうか。

○原田委員長 それでよろしいですか。一応皆さんこれで目を通していただいて、全員に。意見があれば23日に言っていただくと。それでいいですかね。事務局、どんな。

土居事務局長。

○土居事務局長 御協議いただきありがとうございます。

そうなりますと、割と、3月23日、月曜日に協議すること結構増えるので、先ほど3時半から言いましたけど、3時から開始したほうがよろしいのかなと今ちょっと事務局で話したんですけど、いかがでしょうか。

○原田委員長 どうですかね今、事務局からそういう提案がございます。ちょっと早めに。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 そうしたほうがいいと思います。

○原田委員長 じゃあ3時からということで、よろしく願いいたします。

そのほか何かございませんかね。

金繁委員。

○金繁委員 さっきも出たんですけど、一応その議運は、議運の仕事の範囲で規定がありますけど、その他議長から付託を受けた件っていうことだと思います。それでいろんなことをここで話し合えることができるんですけど、一応こういうことを議運に付託しますよとか、しましたよっていうことを、きっちりと全協で共有しておいたほうがいいかなと思いましたが。そうでなくなってしまうものもあるのかなと、可能性があるんで、そこをやっぱりきっちりと、もう一度やったほうがいいかなと思いましたが。いかがでしょう。

○原田委員長 そういうことはあったのかな、やっぱり。どうですかね。議運。

金繁委員。

○金繁委員 先ほど出てきた委員会方式で、検討する、委員会方式にするかどうかの検討をするということは付託しましたっていうことを報告していることにはなるんでしょうけれども、委員会方式で進んでいますっていうことを報告していないので、決めるところまでは付託していない、正確に言えば。委員会方式で進めるところ、決めるところまでは付託していないという意見も出てきそうなので、そこは一つ一つ明確にしていってほしいかなと思いましたが。

○原田委員長 まあ申合せ事項の中にそれが入ったんで、もうだいたい、全議員も分かっ
んじゃないかないう気がします。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 それっていうのは、文書で報告するという意味、じゃなくて。

(発言する者あり)

○原田委員長 金繁委員。

○金繁委員 文書とかではなくていいと思うんですけど、全協のときに、明確に共有したほうがス
ムーズにいくかなと思いました。

○原田委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 それ以前の全協で、我々が議運で、あるべき協議事項の一覧に進めて今協議しよると
いうあの一覧の資料を、全協のときに資料として提示していなかったかな。その中の一つに、
委員会制についても今後検討していくということが示されておったと思うけん、当然、全員分
かっておると。今協議これからしていくんやということは分かっと思うんですけどね。

○原田委員長 金繁委員。

○金繁委員 その点については共有できていますよね。で、今日ちょっと心配になったのは、委員
会主義でもういくというふうに進みつつあるので、もうね、6月で条例つくって9月からやり
ましようということなので、やっぱりそこ、最終決定するところまで付託されていたかなとい
うのがちょっと不安になりました。

○原田委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 結局、この議運で決まったことを途中経過として報告するというでいいんです
よね。であれば、やはり文書化して、簡単に、途中経過として、この件についてはこうですつ
ていうところまでしたほうが。でないと、言うた言わんになってしまうような気がします。

○原田委員長 じゃあ全員に協議の内容を一応知らせると。うん。どうなんですかね。

尾崎委員。

○尾崎委員 今日こうやって委員会制について、いろいろ協議しよるじゃないですか。そういった
今日の内容を示したらいいんじゃないですかね、資料として。こういった協議を今、委員会を
テーマにこういった協議を今やりよるところですということで。

(発言する者あり)

○原田委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 ちょっと休憩をお願いします。

○原田委員長 暫時休憩します。

(休憩)

○原田委員長 はい、そろそろ始めます。

じゃあ全協で、一応その今までの流れというか議運で協議した内容を簡単に説明すると。
それでよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 ほかにございませんか。ないようでしたら。

○鷹野副委員長 長時間にわたり御協議ありがとうございました。

以上をもちまして議会運営委員会を終了いたします。

委員長